

令和2年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年3月9日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月25日 午前10時00分		
	閉 会	3月25日 午前10時52分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希		
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員	9	山 城 太		
会議録署名議員	2	上 原 祐 希	3	與那嶺 透
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	謝 花 良 竹	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	宮 里 政 有
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和2年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第8号

令和2年3月25日（水曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第2号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
2	議案第3号	今帰仁村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	討論・採決
3	議案第4号	今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について	討論・採決
4	議案第5号	今帰仁村森林環境譲与税基金条例の制定について	討論・採決
5	議案第6号	令和2年度今帰仁村一般会計予算について	討論・採決
6	議案第7号	令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	討論・採決
7	議案第8号	令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	討論・採決
8	議案第9号	令和2年度今帰仁村水道事業会計予算について	討論・採決
9	決議第1号	閉会中の議員研修に関する決議	説明・質疑 討論・採決
10	決議第2号	北部地域基幹病院整備に関する要請決議	説明・質疑 討論・採決
11	決議第3号	ワルミ大橋転落防止・投身自殺防止対策要請決議	説明・質疑 討論・採決
12	陳情第1号	ワルミ大橋転落防止柵の設置要請について	説明・質疑 討論・採決
13	意見書第1号	北部地域基幹病院整備に関する意見書	説明・質疑 討論・採決
14		閉会中の継続審査申出書 (経済建設委員会)	
15		閉会中の所管事務調査申出書 (総務文教委員会)	
16	諮問第2号	閉会中の所管事務調査申出書 (経済建設委員会)	

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第2号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第2号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第2号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第3号 今帰仁村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第3号 今帰仁村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第3号 今帰仁村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第4号 今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第4号 今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第4号 今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第5号 今帰仁村森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第5号 今帰仁村森林環境譲与税基金条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第5号 今帰仁村森林環境譲与税基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第6号 令和2年度今帰仁村一般会計予算について」、日程第6. 「議案第7号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」、日程第7. 「議案第8号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」、日程第8. 「議案第9号 令和2年度今帰仁村水道事業会計予算について」の4議案を一括議題とします。

4議案につきましては、予算審査特別委員会へ付託してありました。その報告書が提出されております。予算審査特別委員長に報告を求めます。島袋 誠 予算審査特別委員長。

○ 島袋 誠 予算審査特別委員長 予算審査特別委員会委員長報告

ただいまから、予算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

当委員会は、去る9日の本会議で付託のありました議案第6号から議案第9号に至る、令和2年度各会計予算の審査に当たるため、最初に、正副委員長の互選を行い、委員長に私(島袋 誠)が、副委員長に玉城みちよ委員が、それぞれ選出されました。

その後、13日、17日、18日に委員会を開催し、延べ3日間にわたり、村長を初め、各担当課長等の出席を求めて、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第6号 令和2年度今帰仁村一般会計予算について、議案第7号 令和2年度今帰仁村国民健康保険事業特別会計予算について、議案第8号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について、議案第9号 令和2年度今帰仁村水道事業会計予算についての4議案について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会で出されました意見として、自立した村政推進のため、持続可能な財源の確保と戦略的な取り組みによって、健全な財政運営に全力で取り組まれない。

国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営のため、適切な額の計上と編成に努められたい。

水道事業会計の経営健全化に向けて、速やかに有収率95%の目標達成に努められたい。

令和2年度からの新たな会計年度任用職員の導入にあたり、同職員と正規職員の定員の適正化や配置を着実に取り組まれたい。

特別委員会が出された意見を真摯に受け止め、予算の執行においては計画的かつ効率的で、事業効果が早期にあらわれるよう努められたい。

以上、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○ 座間味 薫 議長 討論及び採決については、1議案ごとに行います。

日程第5. 「議案第6号 令和2年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第6号 令和2年度今帰仁村一般会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第6号 令和2年度今帰仁村一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第7号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第7号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第7号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第8号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第8号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第8号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第9号 令和2年度今帰仁村水道事業会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第9号 令和2年度今帰仁村水道事業会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第9号 令和2年度今帰仁村水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。島袋 誠 議会運営副委員長。

○ 島袋 誠 議会運営副委員長

決議第1号

令和2年3月25日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者 島 袋 誠

賛成者 上 原 祐 希

〃 與 儀 常 次

〃 吉 田 清 尊

〃 山 城 太

閉会中の議員研修に関する決議

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

閉会中の議員研修に関する決議

閉会中の議員研修に関する決議について、本議会は閉会中に下記の諸研修事業へ参加することを決議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修
(令和2年度中に開催される諸研修事業)
2. 北部市町村議会議長会主催による議員研修
(令和2年度中に開催される諸研修事業)
3. クルーズ船受入研修
4. よりよいむらづくりのための村内各種団体との意見交換会

令和2年3月25日

今帰仁村議会

○ 座間味 薫 議長 「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」は、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 「決議第2号 北部地域基幹病院整備に関する要請決議」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員

決議第2号

令和2年3月25日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 座間味 薫 殿

提出者	嘉 陽	崇
賛成者	島 袋	誠
〃	上 原	祐 希
〃	與那嶺	透
〃	座間味	邦 昭
〃	吉 田	清 尊
〃	玉 城	みちよ
〃	與 那	勝 治
〃	山 城	太

北部地域基幹病院整備に関する要請決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

北部地域基幹病院整備に関する要請決議

北部地域では、医療体制や機能の縮小が進み、住民の不安が続く中、沖縄県に対し平成29年3月に、沖縄県立北部病院と北部地区医師会病院の統合・再編による「北部地域における基幹病院の整備を求める」11万2,277筆の署名と要請書を沖縄県知事へ手交した。

その後、平成29年12月に沖縄県知事から、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合による基幹病院の整備を行うとの方針が示され、平成30年1月から沖縄県保健医療部と沖縄県病院事業局及び北部病院、北部地区医師会、北部地区医師会病院、北部12市町村との間でこれまでに6回にわたる協議や意見交換を重ね「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書（案）」が作成された。

また、北部市町村議会議長会をはじめ北部12市町村議会における全員協議会等において、基幹病院整備に向けて基本的枠組みの説明が行われ、理解を深めてきた。

医療体制の確保は、住民の命を守る根幹をなすもので、本地域の医療が逼迫する中、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合は一刻の猶予もゆるされず、沖縄県、北部12市町村が一体となって、基幹病院を整備しなければならない。

については、地域住民に寄り添った基幹病院の整備に向けて、下記事項について取り組むことを強く求める。

記

- 一 北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書を早急に締結すること。
- 一 北部基幹病院の設置主体は、県及び北部12市町村で設置する一部事務組合とすること。
- 一 設置された基幹病院の運営主体は、県及び北部12市町村等で設立する一般財団法人等とすること。
- 一 基幹病院の整備及び運営に関する費用は、北部12市町村の一般財源に影響を与えない方法で行うこと。
- 一 合意書の締結後、整備協議会を設置し基本的な枠組みの詳細及び整備に関する事項について協議を行うこと。

以上、決議する。

令和2年3月25日

国頭郡今帰仁村議会

宛先 沖縄県議会議長 新里 米吉 殿

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 北部基幹病院の整備については、大賛成です。早くやってもらいたい。しかし、今の内容では反対ということで、反対の立場で討論いたします。

決議第2号 北部地域基幹病院整備に関する要請決議について、反対の立場で討論を行います。

本決議案は、医療体制の確保は、住民の命を守る根幹をなすもので、本地域の医療が逼迫する中、県立病院と北部地区医師会病院の統合は、一刻の猶予も許されず、沖縄県、北部12市町村が一体となって基幹病院を整備しなければならないとしている。しかし同規模の急性期2病院がある。人口約10万人の北部医療圏は、非効率で不安定な医療体制が長年続いている。解決策の2病院の統合案では、医師会病院建設整備時の借入金等の長期借入金の債務問題や県立病院間の人事異動などの医師確保策が使えなくなる等。また、不採算医療を切り捨てない担保として、不採算医療の提供に必要な費用が出れば穴埋め分は県がする等の合意は、県地域医療構想の中で北部医療圏の医療体制がいびつになり懸念が残る。不採算医療の提供

を義務付けられ、その財政措置として一般会計繰入金という税金を前提とした制度設計が行われている公立病院においては、地方公営企業法の下で、定数条例や予算、議会等の制度的な枠組みの中での調整や連携が求められる。また、県立病院においては、6つの県立病院間の連携を図るため人事・組織・運営上の一体性を保持しながら県全体の医療提供体制を確保するために、不可欠の調整業務がある。さらに、自治法・地公法などの一般法に対する特別法として制定された地方公営企業法その第3条で、経営の基本原則として、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。」と規定し、企業としての経済性を発揮できる制度設計が行われている。仮に、公営企業が「経営環境の変化に迅速な対応が困難」と結論づけられるとすれば、県立病院の現在の経営体制は否定されることになり、問題は北部基幹病院の経営形態にとどまらなくなる。平成20年8月から平成21年6月にかけて沖縄県医療審議会県立病院の在り方検討部会（部会長宮城信雄県医師会会長）で行われた県立病院の在り方検討において、検討部会は「病院事業の経営形態については、経営の自立性を高め、経営責任を明確化するとともに経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる運営体制を構築する観点から、平成24年度をめどとして、一つの地方独立法人を設立し、同法人に、全ての県立病院を一体化として経営させる形態に移行すべきである。」と報告している。

ただし、非公務員型の独立法人ではなく、広域事務組合的な組織運営が求められる。よって、全ての県立病院と公立診療所を一体化として経営させる形態に移行すべきであることを基本に、早急に県の第三者委員会で沖縄県地域医療構想と北部地域基幹病院の経営形態を検討すべきと考える。よって決議第2号については、反対いたします。以上。

○ 座間味 薫 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 北部地域基幹病院整備に関する要請決議について、賛成の立場から討論いたします。

基幹病院の整備の早期実現は北部12市町村住民の悲願であると考えております。中南部では当たり前のように受けられる治療が、北部地域では受けられず1時間以上かけての通院、あるいは遠方での入院は、患者のみならずその家族にも大きな負担をかけているのが現状であります。特に、小児科や産婦人科においては医療機器の不足や慢性的な医師不足があり、医療格差を実感しているところでもあります。通院や入院による患者や家族への負担、そして何よりも北部地域の住民が平等に高度な医療を受けるためにも、一日も早い基幹病院の整備を求めるものであり、私は賛成といたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに討論はありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 決議案第2号 北部地域基幹病院整備に関する要請決議について、賛成の立場で討論を行います。

県立北部病院の医師不足を発端に診療休止や診療制度など、医療危機が叫ばれるようになって、既に10年が経過している。北部病院と医師会病院を統合する出発点は、人口約10万人の医療圏に同規模の急性期病院が2つあるということから始まった。現在、北部病院と医師会病院に医療提供体制や患者が分散し、医師がキャリアを積む場としての魅力は低下し、指導医や若手医師が集まらず、現場を支える勤務医の負担がふえる一方の悪循環にある。現在、中南部に救急搬送されるなど、北部の入院患者の2割以上が県外

で医療を受ける事態が長年続き、住民の命にかかわる問題となっている。実際に医師不足の問題、不採算医療が切り捨てられている状況が、いま一部で起きている。県立病院では不採算医療といわれる分野が中南部に流出している。北部地域の慢性的な医師不足解消は、統合する最大の目的である。北部地域の医療のとりでとなる基幹病院で不採算部門が切り捨てられるようなことがあってはならない。そのために診療科目の維持を基本とし、経営状況などは組合議会がチェックを行うとしている。合意書案では、開院後3年を限度に県が職員を派遣し、なお必要が認められる場合には、延長するものと明記されている。昨年9月に県から受けた説明によると、統合で症例数がふえて多様になり、医師定数も倍以上にふえる。またキャリア形成に必要な条件の充足度や、医療確保の優位性は高まる。北部・離島勤務を条件に奨学金返済を免除する琉大の地域枠1期生の派遣が、今年4月から始まり統合後も順次、医師の派遣を行える見込みである。今の2病院体制で困難な専門研修もでき、基幹病院の整備で医師確保の優位性は格段に高まるということである。医療体制の確保は、住民の命を守る根幹をなすもので、統合は一刻の猶予も許されない。北部で医療を完結できない状態である今現在、命が平等に扱われる医療体制の実現に向け、本議案に対して各議員の賛成を求め、討論とします。

○ 座間味 薫 議長 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから「決議第2号 北部地域基幹病院整備に関する要請決議」を採決いたします。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員の取り扱いについて、お諮りします。起立しない議員は、本件に対して反対とみなすことにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは「決議第2号 北部地域基幹病院整備に関する要請決議」を採決します。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。したがって「決議第2号 北部地域基幹病院整備に関する要請決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 「決議第3号 ワルミ大橋転落防止・投身自殺防止対策要請決議」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員

令和2年3月25日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 座間味 薫 殿

提出者 與 那 勝 治
賛成者 島 袋 誠
〃 上 原 祐 希
〃 與那嶺 透
〃 座間味 邦 昭
〃 吉 田 清 尊
〃 玉 城 みちよ
〃 山 城 太
〃 與 儀 常 次
〃 嘉 陽 崇

ワルミ大橋転落防止・投身自殺防止対策要請決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

ワルミ大橋転落防止・投身自殺防止対策要請決議

橋長315メートルのワルミ大橋は、今帰仁村天底と屋我地島の我部を結ぶ橋で、平成22年12月に開通した。橋の周辺には自然豊かな羽地内海や屋我地島、観光地として人気のある古宇利島を一望でき、多くの観光客がそこで足を止めて写真撮影を行う絶景スポットとなっている。しかし日中の絶景スポットとは異なり、夜間になるととても暗く海面からの高さも約50メートルあり、投身自殺が後を絶たない現状がある。

自殺の阻止においては、自殺願望のある人を特定して心のケアをすることに重点をおかれているが、世界的な例をみると、自殺の手段を取り除くことで自殺を効果的に阻止することができる等の研究結果もある。自殺願望のある人の中には、心のケアによって防げるケースもあれば、衝動的で防ぐことのできないケースもあり、ワルミ大橋での投身自殺は衝動的なケースである。自殺防止を図るためには命を奪う手段を簡単に利用できないようにすることが最も重要になる。

スイス首都ベルンのミュンスタープラットホームでは、1998年に壁から7メートル下に安全ネットが設置されて以来、そこで自殺を試みた人は一人もない等の事例もある。

自殺防止対策や歩行者への転落防止対策、双方の観点からみても、フェンスを張ることや橋の下へ安全ネットを設置することにより、防止対策としての効果を十分発揮できるものだと考えられる。転落防止柵の設置は区長会からも要請があり、上記防止対策は村民の総意である。よって、フェンスまたは安全ネットの設置を強く要請する。

令和2年3月25日

国頭郡今帰仁村議会

宛先 沖縄県知事 北部土木事務所長

○ 座間味 薫 議長 「決議第3号 ワルミ大橋転落防止・投身自殺防止対策要請決議」は、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第3号 ワルミ大橋転落防止・投身自殺防止対策要請決議」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第3号 ワルミ大橋転落防止・投身自殺防止対策要請決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 「陳情第1号 ワルミ大橋転落防止柵の設置要請について」を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。座間味邦昭総務文教委員長。

○ 座間味邦昭 総務文教委員長

令和2年3月25日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

総務文教委員長 座間味 邦 昭

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、3月9日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第1号	ワルミ大橋転落防止柵の設置要請について	採択すべきもの	ワルミ大橋が完成し、屋我地及び古宇利への交通の利便性がはかられたことは今帰仁村民にとっても喜ばしいことである。 しかしながら、大橋からの転落事故も多く発生している状況にあり、誠に憂慮するところである。このような悲しいことが起こらないよう転落防止柵の設置について関係機関に対し強く要請する。	

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第1号 ワルミ大橋転落防止柵の設置要請について」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第1号 ワルミ大橋転落防止柵の設置要請について」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第13. 「意見書第1号 北部地域基幹病院整備に関する意見書」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員

意見書第1号

令和2年3月25日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者 嘉 陽 崇

賛成者 島 袋 誠

〃 上 原 祐 希

〃 與那嶺 透
〃 座間味 邦 昭
〃 吉 田 清 尊
〃 玉 城 みちよ
〃 與 那 勝 治
〃 山 城 太

北部地域基幹病院整備に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

北部地域基幹病院整備に関する意見書

北部地域では、医療体制や機能の縮小が進み、住民の不安が続く中、沖縄県に対し平成29年3月に、沖縄県立北部病院と北部地区医師会病院の統合・再編による「北部地域における基幹病院の整備を求める」11万2,277筆の署名と要請書を沖縄県知事へ手交した。

その後、平成29年12月に沖縄県知事から、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合による基幹病院の整備を行うとの方針が示され、平成30年1月から沖縄県保健医療部と沖縄県病院事業局及び北部病院、北部地区医師会、北部地区医師会病院、北部12市町村との間でこれまでに6回にわたる協議や意見交換を重ね「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書（案）」が作成された。

また、北部市町村議会議長会をはじめ北部12市町村議会における全員協議会等において、基幹病院整備に向けて基本的枠組みの説明が行われ、理解を深めてきた。

医療体制の確保は、住民の命を守る根幹をなすもので、本地域の医療が逼迫する中、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合は一刻の猶予もゆるされず、沖縄県、北部12市町村が一体となって、基幹病院を整備しなければならない。

ついては、地域住民に寄り添った基幹病院の整備に向けて、下記事項について取り組むことを強く求める。

記

- 一 北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書を早急に締結すること。
- 一 北部基幹病院の設置主体は、県及び北部12市町村で設置する一部事務組合とすること。
- 一 設置された基幹病院の運営主体は、県及び北部12市町村等で設立する一般財団法人等とすること。
- 一 基幹病院の整備及び運営に関する費用は、北部12市町村の一般財源に影響を与えない方法で行うこと。
- 一 合意書の締結後、整備協議会を設置し基本的な枠組みの詳細及び整備に関する事項について協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月25日

国頭郡今帰仁村議会

宛先 沖縄県知事 玉城 康裕 殿

○ 座間味 薫 議長 「意見書第1号 北部地域基幹病院整備に関する意見書」は、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第1号 北部地域基幹病院整備に関する意見書」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第1号 北部地域基幹病院整備に関する意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 「閉会中の継続審査申出書」の件を議題とします。

経済建設委員長から目下、委員会において継続審査について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第15. 「閉会中の所管事務調査申出書」を議題とします。

総務文教委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

日程第16. 「閉会中の所管事務調査申出書」を議題とします。

経済建設委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中に所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって経済建設委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時48分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時51分)

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本定例会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回今帰仁村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

(閉会時刻 午前10時52分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 上 原 祐 希

署名議員 與那嶺 透